

医政発第0530011号
平成19年5月30日

各都道府県知事 }
各地方厚生局長 } 殿

厚生労働省医政局長

医療法人の附帯業務の拡大について

標記について、医療法人の附帯業務のうち、保健衛生に関する業務（医療法（昭和23年法律第205号）第42条第6号）に関し、下記のとおり拡大することとしたので、その取扱いに当たっては、住宅担当部局及び高齢者福祉担当部局等と連携を図り、適正な運用に努められたい。

記

第1 改正の内容及び留意事項

1 附帯業務として追加される業務

医療法人の附帯業務として、次に掲げるものを追加することとし、平成19年5月30日より、実施することができるものとしたこと。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第15条第3号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅の設置
- (2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第3条第6号に規定する高齢者専用賃貸住宅の設置。ただし、その居住者に対し、次に掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことを約しているものに限る。
 - ① 居住者に対する生活指導や相談に応じるサービス
 - ② 居住者の安否を定期的に確認するサービス
 - ③ 居住者の容体急変時における応急措置、医療機関への通報等の緊急時対応サービス

2 定款等の変更

新たに1に掲げる業務を行う場合は、医療法第50条第1項の規定により定款

又は寄附行為（以下「定款等」という。）の変更が必要であり、申請の際に医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第32条第3項に規定する書類に加え、居住者と締結する契約書（案）を作成し、添付すること。

なお、各個別法で定められた所定の手続については、定款等の変更の認可後に行うこと。ただし、これらの手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い定款等の変更の認可日が後れることはやむを得ないこと。

第2 関連する通知の改正

上記改正に伴い、「医療法人の附帯業務について」（平成19年3月30日医政発第0330053号厚生労働省医政局長通知）の別表の一部を、別添の新旧対照表のとおり改正する。

○「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日医政発第0330053号別表)

新	旧
<p data-bbox="248 379 629 411">第6号 保健衛生に関する業務</p> <p data-bbox="349 432 1077 555">・保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。</p> <p data-bbox="349 576 495 608">①～⑫ (略)</p> <p data-bbox="349 628 1077 660">⑬ <u>介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第36号)</u></p> <p data-bbox="376 671 1077 751">第15条第3号に規定する<u>適合高齢者専用賃貸住宅の設置</u></p> <p data-bbox="349 772 1077 991">⑭ <u>高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 (平成13年国土交通省令第115号) 第3条第6号に規定する高齢者専用賃貸住宅の設置。ただし、その居住者に対し、次に掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことを約しているものに限る。</u></p> <p data-bbox="394 1011 1043 1043">(1)<u>居住者に対する生活指導や相談に応じるサービス</u></p> <p data-bbox="394 1059 965 1091">(2)<u>居住者の安否を定期的に確認するサービス</u></p> <p data-bbox="394 1107 1077 1187">(3)<u>居住者の容体急変時における応急措置、医療機関への通報等の緊急時対応サービス</u></p>	<p data-bbox="1135 379 1516 411">第6号 保健衛生に関する業務</p> <p data-bbox="1236 432 1964 555">・保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。</p> <p data-bbox="1236 576 1382 608">①～⑫ (略)</p>